

## 都市局所管国庫補助金交付申請等要領

平成 13 年 6 月 27 日 国都総第 2000 号

国土交通省都市・地域整備局長から各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、各都道府県、指定都市、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本下水道事業団、環境事業団、民間都市開発推進機構の長あて

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日 国都総第 3478 号

標記については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)、「国土交通省所管補助金等交付規則」(平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)によるほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

### 記

#### 1 予算科目及び補助率について

都市局所管国庫補助金等(以下「補助金」という。)の予算科目及び補助率は、別途通知する。

#### 2 補助金の交付の申請について

一 別表第 1 に掲げる予算科目に係る補助金については地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)あて交付申請を行い、その他の経費及び独立行政法人都市再生機構、民間都市開発推進機構が施行するもの並びに指導監督事務費補助については国土交通大臣あて交付申請することとし、次の各号に掲げる補助事業者にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる者に「国庫補助金交付申請書」及び「工事設計書」を提出すること。

- イ 都道府県施行事業(都道府県及び指定都市が施行する事業をいう。以下同じ。)に係る補助金(都市災害復旧事業、特殊地下壕等対策事業を除く。)の交付を受けようとする補助事業者  
所管地方整備局長等
- ロ 市町村施行事業(指定都市以外の市町村が施行する事業をいう。以下同じ。)に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者  
所管都道府県知事
- ハ 都市災害復旧事業(市町村施行事業を除く。)、特殊地下壕等対策事業(市町村施行事業を

除く。)、独立行政法人都市再生機構及び民間都市開発推進機構の施行事業に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者 国土交通大臣

二 所管都道府県知事は、市町村施行事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、「補助金交付申請（市町村）報告書」を地方整備局長等に提出すること。ただし、都市災害復旧事業及び特殊地下壕等対策事業については、国土交通大臣に提出すること。

三 所管地方整備局長等は、別表第1に掲げる予算科目以外の補助金について、

イ 都道府県施行事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、「補助金交付申請進達書」に都道府県よりの補助金交付申請書を添え国土交通大臣に提出すること。

ロ 市町村施行事業に係る申請については、「補助金交付申請進達書」に都道府県よりの「補助金交付申請（市町村）報告書」を添え国土交通大臣に提出すること。

### 3 補助金の交付決定変更の申請について

一 補助金の交付決定額、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、「補助金交付決定変更申請書」及び「変更工事設計書」を第2項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出すること。

二 所管都道府県知事は、第2項の補助金の交付の申請の手続きに準じて「補助金交付決定変更申請（市町村）報告書」を提出すること。

三 所管地方整備局長等は、第2項の補助金の交付の申請の手続きに準じて「補助金交付決定変更申請進達書」を提出すること。

### 4 補助事業の完了予定期日の変更について

一 補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、交付の申請をした国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りでない。

二 完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は「補助事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の補助金交付の申請の手続きに準じて国土交通大臣又は地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村施行事業にあつては、所管都道府県知事の審査を経ること。

三 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更に伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

### 5 申請書等の様式について

第2項から第4項までに定める申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請書

様式第1

(2) 補助金交付申請（市町村）報告書	様式第 2
(3) 補助金交付申請進達書 （地方整備局長等から国土交通大臣あて）	様式第 3
(4) 補助金交付決定変更申請書	様式第 4
(5) 補助金交付決定変更申請（市町村）報告書	様式第 5
(6) 補助金交付決定変更申請進達書 （地方整備局長等から国土交通大臣あて）	様式第 6
(7) 補助事業の完了予定期日変更報告書	様式第 7
(8) 工事設計書及び変更工事設計書	様式第 8 から様式第 14-2 まで （事業の内容により必要でない ものを除く。）
イ 本工事費内訳表	様式第 8
ロ 附帯工事費内訳表	様式第 9
ハ 測量設計費内訳表	様式第 10
ニ 用地費及補償費内訳表	様式第 11
ホ 船舶及機械器具費内訳表	様式第 12
ヘ 換地諸費（土地区画整理事業、都市再生 区画整理事業、住宅街区整備事業）内訳表	様式第 13、様式第 13-2
ト 権利変換諸費（市街地再開発事業、防災 街区整備事業）内訳表	様式第 14
チ 管理処分諸費（市街地再開発事業）内訳 表	様式第 14-2

## 6 申請書等の作成について

### 一 申請書の作成区分

補助金交付申請書、補助金交付決定変更申請書及び補助事業の完了予定期日変更報告書は、次に掲げる「事業種別」で区分（都市拠点形成支援基盤整備促進事業にあつては、都市公園、下水道、道路、河川、広場、バスターミナルに区分する）し、作成すること。都道府県知事が提出する補助金交付申請（市町村）報告書等についても同様とする。

都市公園事業

都市公園防災事業

都市公園災害対策事業

古都及び緑地保全事業

市街地再開発事業（一般会計、住宅街区整備事業、防災街区整備事業）

都市再生推進事業（一般会計、都市再生総合整備事業（都市拠点形成支援基盤整備促進事業に限る。）、都市再生区画整理事業、国際競争拠点都市整備事業、まちなかウォークアブル推進事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業）

都市・地域交通戦略推進事業

都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）  
地下街防災推進事業  
都市災害復旧事業  
特殊地下壕等対策事業  
地域連携道路事業（街路事業、土地区画整理事業）  
安全市街地整備道路事業（街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等）  
道路交通円滑化事業  
交通連携道路事業（連続立体交差事業、踏切道改良計画事業）  
無電柱化推進事業  
道路更新防災等対策事業  
道路交通安全施設等整備事業（地区内連携、通学路緊急対策）

## 二 国庫債務負担行為に係る補助金の申請

国庫債務負担行為に係る補助金交付申請書及び補助金交付決定変更申請書は、他と区分して作成するものとし、かつ、翌年度以降にわたる債務負担について補助事業者の予算措置の状況が確認できる書類の写しを添付すること。

## 三 工事設計書の作成区分

工事設計書（変更工事設計書を含む。以下本項において同じ。）は、内示の箇所（都市再生区画整理事業（都市再生区画整理統合補助事業に係るものに限る。）については要素事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業については補助対象事業。）ごとに作成すること。同一箇所を他の事業と合併して施行する場合で設計の内容が分離できないときは、工事設計書の内容を区分する必要はない。

## 四 補助基本額を超えた額で事業を施行する場合の取扱い

補助事業費（補助基本額）に、いわゆる施越工事費又は単独費等をあわせて事業を施行する場合で設計の内容が分離できないときは、合計額をもって工事設計書を作成してさしつかえない。

## 五 市街地再開発事業等の工事設計書の取扱い

安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）に係る工事設計書は、管理者負担金に対応する市街地再開発事業等の用途について算定することとし、あわせて、補助基本額の算定を明らかにする資料を提出すること。

なお、工事設計書の本工事費、権利変換諸費及び管理処分諸費を算定する場合において市街地再開発事業（一般会計）及び防災街区整備事業（管理処分諸費については、市街地再開発事業に限る。）の対象事業があるときは、その事業費を計上しないこと。

## 六 旅客鉄道株式会社等に工事を委託して施行する場合の取扱い

旅客鉄道株式会社等に工事を委託して施行する事業で、最終年度になる交付申請については、国庫補助金の超過受入れを防ぐため、仮精算書を工事設計書に添付すること。

また、複数年度の委託工事における途中年度の交付申請については、過年度において交付決定された工事内訳を証明できる調書を適宜添付すること。

## 七 関係図面の添付

工事設計書には、補助事業の内容を示す別添第1、第2、第3、第4、第5の関係図面を添付すること。

#### 八 補助事業費財源表の添付

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業種別ごとに最初の交付申請の際の補助金交付申請書に、当該年度の補助事業に係る「補助事業費財源表」をあわせて提出すること。補助事業費財源表の様式は、様式第15とする。

#### 7 事業費の費目の内容及び算定方法について

一 補助事業の各費目の区分及び内容は、別表第2のとおりとする。

二 事業費の算定の要領及び基準については、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」(昭和34年4月1日付け建設省会発第107号、建設事務次官通達)によるほか、別表第3に定めるところによらなければならない。

三 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

#### 8 交付申請の受理等について

都市計画法に基づく都市計画事業として施行するもののうち、都市計画事業の認可又は承認(変更を含む。)の手続きが終了していないものは、補助金の交付又は交付決定の変更の申請は受けないものとする。ただし、別に定める事項については、この限りでない。

#### 9 補助金の交付決定の取消申請について

一 補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該補助金の交付の決定の取消を申請しようとするときは、「補助金交付決定取消申請書」を第2項の補助金の交付の申請の手続きに準じて国土交通大臣又は地方整備局長等に提出すること。この場合市町村施行事業にあつては、所管都道府県知事の審査を経ること。

二 補助金交付決定取消申請書の様式は、様式第16とする。

#### 10 全体設計の事前承認について

一 次の一に該当する工事を施行する場合は、補助金の交付の申請前に、「全体設計承認申請書」並びに交付申請の場合に準じて作成した「全体工事設計書」及び関係図面を提出し、全体設計について、国土交通大臣あて補助金の交付申請をするものは都市局長の、地方整備局長等あて補助金の交付申請をするものは地方整備局長等の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とし、変更の承認を受けるべき範囲は、「都市局所管補助事業等の経費の配分及び内の軽微な変更の取扱いについて」(昭和45年6月25日付け建設省都総発第173号、都市局長通達)に準ずるものとする。

(1) 次に掲げる工事で、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2ヶ年度以上にわたるもの。

イ 橋梁、立体交差、隧道又は連続立体交差に係る工事

ロ 大規模構造物等に係る工事

ハ 特殊工法(シールド工法、推進工法等)に係る工事

(2) 大規模な物件等の移転等の工事でこれに要する期間が12箇月をこえるもの。

二 前号の場合、市町村施行事業にあつては、所管都道府県の審査を経ること。

三 全体設計承認申請書（変更の申請書を含む。）の様式は、様式第 17 とする。

#### 11 補助金の交付申請の特別要領等について

一 「後進地域特例法適用団体等補助率差額」に係る交付申請等についてはこの要領に定めるもののほか別に定めるところによる。

二 次に掲げる補助金の交付申請等に関する事項で、別途個別の交付要綱又は申請要領を定めているものについては、各個別の交付要綱等の定めるところによること。

(1) 防災集団移転促進事業費補助金

(2) 先導型再開発緊急促進事業費補助金（再開発緊急促進事業補助金の継続分を含む。）

(3) 暮らし・にぎわい再生事業補助金

(4) 都市再生推進事業費補助

・都市再生総合整備事業（都市拠点形成支援基盤整備促進事業を除く。）

・都市再生区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業）

・まち再生総合支援事業

・国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務地域再生促進計画策定調査、国際競争流通業務拠点整備事業計画策定調査、エネルギー導管等整備計画事業調査）

・まちなかウォークブル推進事業（計画策定支援事業）

・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（グリーンインフラに関する計画策定、整備効果の検証）

・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

・地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

(5) 都市・地域交通戦略推進事業費補助（整備計画作成事業）

(6) 降灰除去事業費補助

(7) 街路交通調査費補助（総合都市交通体系調査、都市・地域総合交通戦略策定調査、地域高規格道路調査、連続立体交差事業調査、歴史的環境整備街路事業調査、土地区画整理事業調査、市街地再開発等調査）

(8) 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る事業

(9) 都市公園事業費補助（都市公園等統合補助事業、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業、こどもまんなか公園づくり支援事業）

(10) 古都及緑地保全事業費補助

(11) 緑地環境整備総合支援事業費補助

(12) 市街地再開発事業費補助（市街地再開発等事業計画を定めた場合の全体設計承認に係る取扱い）

(13) 公共交通利用促進支援事業費補助金

(14) 指導監督事務費補助

(15) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業費補助金

(16) 都市安全確保促進事業費補助金

(17) 集約都市形成支援事業費補助金

- (18) 地下街防災推進事業費補助（地下街防災推進計画策定事業）
- (19) 住宅市街地総合整備促進事業費補助（密集市街地総合防災事業）
- (20) 官民連携都市再生推進事業費補助金
- (21) 都市構造再編集中支援事業費補助
- (22) 無電柱化推進計画事業補助
- (23) 道路メンテナンス事業補助
- (24) 交通安全対策補助（地区内連携）
- (25) 交通安全対策補助（通学路緊急対策）
- (26) 民間都市開発推進機構補給金
- (27) 景観改善推進事業費補助金
- (28) 都市開発海外展開支援事業費補助金
- (29) 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）
- (30) 国際博覧会事業費補助金（2027年国際園芸博覧会事業）

12 独立行政法人都市再生機構、民間都市開発推進機構が施行する事業は都道府県施行事業とみなして、この要領を適用する。（但し、2項を除く。）

13 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間都市開発推進機構以外の者が施行する事業は市町村事業とみなして、この要領を適用する。

14 補助事業事務の標準処理期間

(1) 補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事において、補助金交付申請書の受理後、地方整備局長等に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### 附 則

1 この通達は、平成13年度予算に係る補助事業から適用するものとする。

なお、「都市局所管国庫補助金交付申請等要領」（昭和49年4月1日建設省都総発第100号）は、廃止する

#### 附 則

本改正は、平成14年度予算に係る補助事業から適用する。

#### 附 則

本改正は、平成15年度予算に係る補助事業から適用する。

#### 附 則

本改正は、平成16年度予算に係る補助事業から適用する。なお、本通知文中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるものについては、平成16年7月1日より「独立行政法人都市再生機構」と読み替えるものとする。

#### 附 則

本改正は、平成18年度予算に係る補助事業から適用する。

#### 附 則

本改正は、平成 19 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 20 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 21 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 22 年度予算に係る補助事業から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請等は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、平成 23 年度に係る補助事業から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請等は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、平成 24 年度予算に係る補助事業（平成 24 年度に繰り越された予算に係る補助事業を含む）から適用する。

附 則

本改正は、平成 25 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 26 年度予算に係る補助事業から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請等は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、平成 27 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 28 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 29 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、平成 30 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、令和 2 年度予算に係る補助事業から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請等は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、令和 3 年度予算に係る補助事業から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請等は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、令和 4 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

本改正は、令和 6 年度予算に係る補助事業から適用する。



別表第1 地方整備局長等あて補助金の交付申請を行う経費

会計	項	目	摘要
一般 会計	国営公園等事業費 北海道開発事業費	都市公園事業費補助	次の各号に掲げるものを除く。 1 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第4号に規定する一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園の整備に係るもの 2 閣議決定若しくは閣議了解により開催することを決定若しくは了解した行事、国民体育大会若しくは全国都市緑化フェアの会場となる都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に規定する公園若しくは緑地の整備に係るもの 3 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業
	国営公園等事業費	古都及緑地保全事業費補助	
	都市公園防災事業費 北海道開発事業費	都市公園防災事業費補助	次の各号に掲げるものを除く。 1 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第4号に規定する一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園の整備に係るもの 2 閣議決定若しくは閣議了解により開催することを決定若しくは了解した行事、国民体育大会若しくは全国都市緑化フェアの会場となる都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に規定する公園若しくは緑地の整備に係るもの

地域連携道路事業費 離島振興事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費	地域連携道路事業費補助	次の各号に掲げるものを除く。 1 一般国道に係るもの 2 地域高規格道路の新設又は改築に該当するもの 3 空港・港湾アクセス道路に係るもの
道路交通円滑化事業費 離島振興事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費	道路交通円滑化事業費補助	一般国道に係るものを除く。

別表第2 各費目の区分及び内容

費目	細目	内 容
本 工 事 費		事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な準備工事、工事を施行するため必要な見張所、倉庫等(以下、「工事関連施設」(注)という。))の新築(購入を含む。)、改築、移転、修繕を含む。以下「本工事」という。)の施行に直接必要な材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)及び土地、工事関連施設の借料、工事関連施設の建物に係る敷地の買収費及び借料とする。ただし、請負施行の場合にあつては、「補助事業等土木請負工事工事費積算要領」第3に定める直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。 (注)従前までの「営繕費」のうち、現場事務所及び仮設宿舎を除く。
	需用費	本工事に直接必要な消耗品費、燃料費、光熱水費である。
	役務費	本工事に直接必要な 1 資材の荷造費、運賃及び直営施行の場合における 労務者の輸送費 2 資材の保管料である。
	委託料 使用料及び賃借料	本工事の全部又は一部の施行を委託する経費(事務費相当額がある場合はこれを含めるものとする。)である。 本工事に直接必要な資材置場用土地、建物の借上料及び直営施行の場合における労務者輸送用自動車の借上料である。

	工 事 請 負 費	本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。
	原 材 料 費	本工事に直接必要なセメント、鋼材等原材料の購入費である。
附 帯 工 事 費		<p>本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの該当負担費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては当該附帯工事の工事費（測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費及び工事雑費の相当額を含む。）及び事務費の総額とする。</p> <p>なお、附帯工事とは例えば街路改良工事のために必要を生じた水路の付替工事（ただし、当該水路が街路の一部を兼ねる部分については本工事とする。）又は橋梁工事に伴って必要を生じた河川工事等街路工事によって必要を生じた街路に関する工事以外のあらゆる工事をいうものである。</p>
	需 用 費 委 託 料 使用料及び賃借料 工 事 請 負 費 原 材 料 費	補助事業者及び間接補助事業者が附帯工事を直営又は請負によって施行する場合の経費でその内容は本工事費の例に準ずる。
	負担金、補助金 及び交付金	附帯工事に係る施設の管理者が附帯工事を施行する場合に補助事業者及び間接補助事業者が附帯工事負担金として支出する経費である。
測 量 設 計 費		工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査に要する費用とする。
	需 用 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	測量、試験、観測、設計、点検及び調査のため必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材及び文具等の購入並びに機械器具（トランシット、レベル及び各種試験器等でその部品を含む。）の購入、修繕、借上等に要する経費である。
	委 託 料	測量、試験、観測、設計、点検及び調査の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費相当額がある場合はこれを含めるものとする。）である。

	<p>工事請負費</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>	<p>測量、試験、観測、設計、点検及び調査の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。</p> <p>測量、試験、観測、設計、点検及び調査の全部又は一部の業務に関する間接補助事業者に対し支出する経費である。</p>
<p>用地費及補償費</p>		<p>工事の施行に必要な土地等の買収費（都市再開発法第91条に規定する補償金等を含む。）、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）並びに土地区画整理事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅街区整備事業の施行により工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に要する費用についての負担金とする。</p>
	<p>公有財産購入費</p> <p>補償、補填及び賠償金</p> <p>需用費</p> <p>役務費</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>工事請負費</p> <p>原材料費</p> <p>委託料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>	<p>工事の施行に必要な土地等の購入費である（特別会計等から土地等を購入する場合には特別会計等の使用した事業費、利子等を含む。）。</p> <p>工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。</p> <p>補助事業者及び間接補助事業者が補償金の交付に代えて直接施行する補償工事のための経費でその内容は本工事費の例に準ずる。</p> <p>用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費相当額がある場合はこれを含めるものとする。）である。</p> <p>土地区画整理法第120条に定める重要な公共施設の用に供する土地を土地区画整理事業の施行により造成せしめる場合に当該土地区画整理事業施行者に対し、公共施設管理者負担金として支出する経費である。</p> <p>都市再開発法第121条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第93条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」という。）第265条の規定による公共施設管理者負担金の取扱いについても、前記と同様とする。</p>

船舶及機械器具費		<p>工事、測量設計の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車及びこれに類するものを除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）、据付費、撤去費及び修理、製作に要する費用とする。</p> <p>なお、請負施行の場合には特殊機械又は地域的理由（離島等の場合）のため補助事業者及び間接補助事業者が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工することが特に必要と認められる場合に限るものとする。</p>
	<p>（購入費） 備品購入費 需用費 （修理費） 需用費 備品購入費 原材料費 （借料） 使用料及び賃借料 （運搬費） 需用費 役務費</p>	<p>工事用建設機械及び車両の購入並びに工事用機械器具及び工具類の購入費である。</p> <p>備品購入費で購入するもの以外の消耗品的小土工具等の購入費である。</p> <p>機械器具等の修繕料及び直営修繕に必要な最小限度の経費である。</p> <p>機械器具等の借入料及び使用料である。</p> <p>機械器具購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費（据付費及び撤去費を含む。）及び直営修繕のための機械器具の輸送費である。</p>
換地諸費	<p>報酬 旅費</p>	<p>土地区画整理事業、都市再生区画整理事業及び住宅街区整備事業の測量、調査、評価、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会、換地処分及び登記に要する費用とする。</p> <p>土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する報酬である。</p> <p>土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する旅費である。</p>

	需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費	土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、評価、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会及び登記に必要な経費である。
権利変換諸費		市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行のための測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会（組合施行の場合の審査委員を含む。以下同じ。）、防災街区整備審査会、権利変換に関する処分及び登記に要する費用並びに都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条第1項ただし書の規定に基づき補助事業者等が支払う地代の概算額とする。
	報酬 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 敷地使用料	市街地再開発審査会委員及び防災街区整備審査会委員に対する報酬である。 市街地再開発審査会委員に対する旅費である。 市街地再開発事業及び防災街区整備事業の測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費である。 都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条第1項ただし書の規定による地代である。
管理処分諸費		市街地再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、管理処分計画、市街地再開発審査会、管理処分及び登記に要する費用とする。
	(内容は権利変換諸費に準ずる。)	

別表第3 事業費の算定要領及び基準

分 類	算 定 要 領 及 び 基 準
本 工 事 費	<p>1 請負施行の場合には「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省会発第107号、建設事務次官通達）別紙1「補助事業等土木請負工事工事費積算要領」及び別紙2「補助事業等土木請負工事工事費積算基準」により算定すること。</p> <p>2 補助事業等土木請負工事工事費積算要領第6の1及び2に定める工事は次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 主として工場製作にかかる工事とは</p> <p>(イ) 街路事業、土地区画整理事業、都市公園事業における鋼橋製作等</p> <p>(2) 設備又は営繕関係を主体とする工事とは</p> <p>(イ) 市街地再開発事業及び防災街区整備事業における施設建築物等</p> <p>(ロ) 都市公園事業における休憩所、展望台、便所等の施設</p>
附 帯 工 事 費	(特記事項なし)
測 量 設 計 費	(特記事項なし)
用 地 費 及 補 償 費	(特記事項なし)
船 舶 及 機 械 器 具 費	<p>直営施行に係る本工事費（附帯工事を補助事業者及び間接補助事業者が直接施行する場合は附帯工事費を含む。）に8%を乗じた額以内とする。</p> <p>なお、請負施行で特に必要と認められる場合は請負施行に係る本工事費に4%を乗じた額以内とする。</p>
権 利 変 換 諸 費	(特記事項なし)
換 地 諸 費	(特記事項なし)
管 理 処 分 諸 費	(特記事項なし)
共 通 事 項	<p>1 「材料単価」については、建設物価（建設物価調査会調）、積算資料（経済調査会調）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条に基づく承認単価等を勘案のうえ、事業実施可能な単価とする。</p> <p>2 「歩掛」については、各都道府県において定めた基準による。この基準のない場合は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条に基づく承認単価を参考として算定する。</p> <p>なお、公園事業及び緑地環境整備総合支援事業の歩掛については「公園緑地工事標準設計歩掛表」に基づき、各都道府県において定めた基準による。</p> <p>3 「土工事および材料の運搬単価」については、土工事に含まれる</p>

	切土、盛土、残土処理等の運搬単価は積上げ計算方式で積算する。 なお、二次製品、骨材等は、現場着単価を使用してよい。
--	--

様式第1 補助金交付申請書

様式1-1

	番	号
	年	月 日
国土交通大臣		
〇〇地方整備局長等	氏	名 殿
申 請 者		
令和〇〇年度都市局所管補助金交付申請書		
令和〇〇年度都市局所管補助事業について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添え別紙のとおり、申請します。		
〇〇事業（ ） 〇件		

- (備考) 1 本様式に様式1-2、様式1-3の表をあわせたものが申請書である。なお、以下の各事業等については別途定めた各様式を添付すること。
- ・安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）……………様式1-4
  - ・市街地再開発等事業計画を定める場合……………様式1-5
  - ・都市再生区画整理統合補助事業……………様式1-6
  - ・都市防災総合推進事業……………様式1-7
  - ・国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）……………様式1-8
  - ・国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）……………様式1-9
  - ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業……………様式1-10
  - ・地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業……………様式1-11
- 2 事業名は、事業種別に従って記入するものとし、国庫債務負担行為に係る事業にあつては（ ）内に「(国庫債務負担行為)」と附記すること。
- 3 市街地再開発事業費補助（都市再開発支援事業に係るものに限る。）、都市・地域交通戦略推進事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業において、協議会が施行する場合には、申請者欄に協議会の名称及び代表者名を記載こと。また、協議会の代表者が原本証明した協議会の定款の写しを添付すること。
- 4 地下街防災推進事業については、申請者欄に地下街管理会社又は協議会の名称及び代表者名を記載すること。
- 5 まちなかウォークラブル推進事業については、都市再生推進事業制度要綱第42条に規定するウォークラブル推進計画を添付すること。

申請  
令和〇〇年度補助金交付額表  
決定

(〇〇事業)		(単位：千円)			事業主体名	
番 号	補 助 事 業 等 の 名 称				補助金額	摘 要
	事 業 名	都 市 名	箇 所 名			
(記載例)						
1	道 路	街 路	〇〇 市	〇〇〇線	100,000	
2	〃	〃	〇〇 市	〇〇〇線	45,000	
	合 計				145,000	

- (備考) 1 本表は、別に2部作成し、提出すること。
- 2 事業名は、国の歳出予算の「項」及び「目の細分」を  
例) 国営公園 都市公園、例) 地域連携道路 街路  
のように記載すること。道路事業にあつては、摘要欄に工種等を記載すること。
- 3 国庫債務負担行為に係る事業にあつては、「摘要」欄に補助金の各年度割額を記入すること。
- 4 土地区画整理事業(組合等施行)等間接補助事業の場合には、摘要欄に間接補助事業名を記載すること。
- 5 都市再生推進事業(都市再生区画整理事業(都市再生区画整理統合補助事業に係るものに限る。))及び地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業を除く。)及び交通結節点改善事業については、箇所名欄に地区名を記載し、摘要欄に箇所名を記載すること。
- 6 都市公園等統合補助事業については、摘要欄に統合補助事業名を記載すること。
- 7 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。
- 8 国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)については、箇所名欄に地域名を、国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)については、箇所名欄に国際競争流通業務拠点整備事業計画名を、国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)については、箇所名の欄にエネルギー導管等整備計画名を記載すること。
- 9 都市再生推進事業(地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業)については、箇所名欄に事業実施対象地を記載すること。

令和〇〇年度補助事業箇所別表（交付申請）

補助事業等の名称／目的及び内容		補助金の算出方法	
事業名	街路	工事費計（A）	526,000
箇所名	〇〇線	控除額（B）	250,000
事業認可告示年月日	令和〇年〇月〇日	補助基本額（C）=（A）-（B）	276,000
事業施行期間	〇年度～〇年度	補助率	1/2
工事施行延長又は面積	L=1,212m	補助金額（D）	138,000
用地面積及び物件戸数等	2,500㎡ 8戸	摘 要	
事業完了予定期日		控除額	
経費の配分		例1) JR負担金 〇〇千円	
本工事費	511,200	例2) 国庫債務負担行為の年度割 〇〇年度 〇〇千円 〇〇年の 〇〇 "	
附帯工事費	-		
測量設計費	-	例3) 補助基本額のうち過年度施越工事費 〇〇千円 (〇年〇月〇日付け実施設計承認)	
用地費及補償費	14,800		
船舶及機械器具費	-	例4-1) 全体設計承認額 〇〇千円 うち過年度施行済額〇〇千円 (〇年〇月〇日付け全体設計承認)	
換地諸費	-		
権利変換諸費	-	例4-2) 全体設計承認予定額 〇〇千円 うち本年度施行予定額〇〇千円	
工事費計（A）	526,000		

(備考) 1 事業名は、国の歳出予算の「目の細分」を 例) 街路、例) 土地区画整理のように記載すること。

なお、都市再生推進事業（一般会計）については、( ) 書きで事項名 例) 都市再生総合、例) 都市再生区画を記載すること。

2 事業認可告示年月日及び事業施行期間は、都市計画事業の認可（又は承認）の告示年月日及びその施行期間を記載すること。

ただし、次の表の左欄に掲げる事業については、右欄に掲げる年月日及び期間を記載すること。

様式1-4

安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）

補助基本額算出表

種 別	単 位	数 量	金額（千円）	摘 要
用 地 費	m <sup>2</sup>			
附 帯 工 事 費				
建 物 等 補 償 費	戸 m <sup>2</sup>			
営 業 等 補 償 費	件			
附 帯 施 設 等 補 償 費				
測 量 設 計 費				
船 舶 及 機 械 器 具 費				
合 計				

（備考） 本表は、用地買収方式により街路事業を施行するものとして積算すること。

様式11-2、11-3の各明細表を添付すること。

市街地再開発事業等総括表

(単位：千円)

	市街地再開発事業	住宅街区整備事業	防災街区整備事業	都市再開発支援事業	計
	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇地区	
当初同意年月日					/
施行面積					
本工事費					
附帯工事費					
測量設計費					
用地費及補償費					
船舶及機械器具費					
権利変換諸費					
管理処分諸費					
工事費計 (A)					
控除額 (B)					
補助基本額(C=A-B)					
補助率					
補助金額 (D)					

- (備考) ・市街地再開発等事業計画に定める地区数に応じて適宜追加及び削除すること。  
 ・本葉には、市街地再開発等事業計画に定める個別地区ごとに工事設計書(様式第8～様式第14-2)に準じて作成する資料を添付すること。

都市再生区画整理統合補助事業総括表

(単位：千円)

	都市再生事業計画案作成事業		都市再生土地区画整理事業		被災市街地復興土地区画整理事業		緊急防災空地整備事業		計
	〇〇地区	△△地区	〇〇地区	△△地区	〇〇地区	△△地区	〇〇地区	△△地区	
事業認可公告年月日									
地区面積									
用地面積及び物件戸数等									
本工事費									
附帯工事費									
測量設計費									
用地費及補償費									
船舶及機械器具費									
換地諸費、権利変換諸費、管理处分諸費									
工事費計 (A)									
控除額 (B)									
補助基本額 (A-B)									
補助率									
補助金額 (C)									

(備考) 地区に含まれない要素事業の列については、適宜削除すること。

都市防災総合推進事業総括表

(単位：千円)

	災害危険 度判定調 査	住民等の まちづくり 活動支援	地区公共施設等の整備				都市防災不燃化調査		密集市街 地緊急リ ノベーション 事業	復興まちづくり総合支援事業			計
			事業計画 の作成	都市施設 公園の整 備	地区公共 施設の整 備	防災まち づくり拠 点施設の 整備	不燃化促 進調査	不燃化促 進		計画策定 支援	公共施設 整備	施設整備 助成	
当初同意年月日													
工事施行延長又は面積													
用地面積及び物件戸数等													
本 工 事 費													
附 帯 工 事 費													
測 量 設 計 費													
用 地 費 及 補 償 費													
船 舶 及 機 械 器 具 費													
換地諸費、権利変換諸費、管理処分諸費													
工 事 費 計 (A)													
控 除 額 (B)													
補 助 基 本 額 (C=A-B)													
補 助 率													
補 助 金 額 (D)													

- (備考) 1 地区数に応じて適宜追加及び削除すること。
- 2 不燃化促進及び不燃化促進調査については、工事施行延長又は面積は、不燃化促進区域面積を用地面積及び物件戸数等は、対象建築物棟数を記載すること。
- 3 地区公共施設等整備の用地費については、実額に2/3を乗じた額を補助基本額として計上すること。

国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)総括表

(単位：千円)

	道路の新設 又は改築		鉄道施設の 建又は改良		バスターミナ ルの整備		鉄道駅周辺 施設の整備		市街地再開 発事業		土地区画整 理事業		計
	〇〇線	△△線	〇〇施設	△△施設	〇〇施設	△△施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇地区	△△地区	〇〇地区	△△地区	
事業認可公告年月日													
地区面積													
用地面積及び 物件戸数等													
本工事費													
附帯工事費													
測量設計費													
用地費及補償費													
船舶及機械器具費													
換地諸費、権利変換諸 費、管理処分諸費													
工事費計 (A)													
控除額 (B)													
補助基本額 (A-B)													
補助率													
補助金額 (C)													

(備考) 地区数若しくは施設数に応じて適宜追加及び削除すること。

国際競争拠点都市整備事業(国際競争流通業務拠点整備事業)総括表

(単位：千円)

	都市再生土地 区画整理事業	大規模流通業務 施設整備事業	交通施設 整備事業	計	(参考) 〇〇事業
事業認可公告年月日					
地 区 面 積					
用地面積及び 物件戸数等					
本 工 事 費					
附 帯 工 事 費					
測 量 設 計 費					
用地費及補償費					
船舶及機械器具費					
換地諸費、権利変換諸 費、管理処分諸費					
工 事 費 計 (A)					
控 除 額 (B)					
補 助 基 本 額 (A-B)					
補 助 率					
補 助 金 額 (C)					

(備考) 1 地区数若しくは施設数に応じて適宜追加及び削除すること。

2 同一の事業計画で補助申請者が異なる場合は、他の補助申請者の補助対象事業内容を(参考)欄に記載すること。

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業総括表

(単位：千円)

	公園緑地の整備		公共公益施設の緑化		民間建築物の緑化		市民農園の整備		緑化施設の整備		グリーンインフラに関する計画策定		整備効果の検証		計
	○公園	△△緑地	○施設	△△施設	○施設	△△施設	○公園	△△園	○施設	△△施設	○地区	△△地区	○地区	△△地区	
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画当初提出年月日															
地区面積															
本工事費															
附帯工事費															
測量設計費															
工事費計 (A)															
控除額 (B)															
補助基本額 (A-B)															
補助率															
補助金額 (C)															

(備考) 施設数若しくは地区数に応じて適宜追加及び削除すること。

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業総括表

(単位：千円)

	テレワーク拠点施設の整備に関する事業	関連施設の設置に関する事業	移住等に資するソフト事業	計
本 工 事 費				
附 帯 工 事 費				
測 量 設 計 費				
用 地 費 及 補 償 費				
船 舶 及 機 械 器 具 費				
工 事 費 計 (A)				
控 除 額 (B)				
補 助 基 本 額 (A-B)				
補 助 率				
補 助 金 額 (C)				

(備考)施設数に応じて適宜追加及び削除すること。

様式第2 補助金交付申請（市町村）報告書

様式2-1

	番	号
	年	月 日
国土交通大臣		
〇〇地方整備局長等	氏	名 殿
	都	道 府 県 知 事
令和〇〇年度都市局所管補助金交付申請（市町村）報告書		
令和〇〇年度都市局市町村施行補助事業について、別紙のとおり補助金の交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。		
〇〇〇〇市等	(数) 市町村	〇〇件

- (備考) 1 本様式に様式2-2をあわせたものが報告書である。
- 2 進達書とともに、補助事業者である市町村長が提出した様式1-2「令和〇〇年度補助金交付 額表」を提出すること。  
決定

補助金交付申請(市町村)調書表

〇〇都道府県

番 号	補 助 事 業 者	補 助 事 業 等 の 名 称			補助事業 (千円)	市町村の 申請番号 年月日	事業認可 年月日 施行期間	摘 要
		事 業 名	箇 所 名					
(記載例)								
1	甲 市 長	地域連携 道 路	街 路	○ ○ 線	10,000	甲都第1号 5.5.1 乙開第3号 5.4.15	3.7.1	{ 3 7
2	〃	〃	〃	○ ○ ○ 橋	20,000		4.5.1	{ 4 6
3	乙 市 長	〃	〃	○ ○ 線	4,000		5.4.15	{ 5 9

(備考) 事業名は様式1-2 (備考) 2~9の例に準じて記載すること。なお、摘要欄には、都市公園等統合補助事業については補助事業名を、国庫債務負担行為に係る事業にあつては「国庫債務負担行為」と附記する。



様式3-2

番 号	補助事業者名	補 助 事 業 等 の 名 称			補助金額 (千円)	補助申請番号 日 付
		事 業 名	箇 所 名			
(記載例)						
1	甲 市 長	国営公園等	都 市 公 園	○ ○ 公 園	800,000	甲下第1号 13.5.1
2	乙 市 長	〃	都 市 公 園	△ △ 公 園	50,000	乙土第2号 13.5.15
3	丙 市 長	〃	都 市 公 園	◇ ◇ 公 園	30,000	丙都第5号 13.5.5

様式第4 補助金交付決定変更申請書

様式4-1

	番	号				
	年	月	日			
国土交通大臣 ○○地方整備局長等 氏 名 殿						
申 請 者						
令和○○年度都市局所管補助金交付決定変更申請書						
令和○○年度都市局補助事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので、申請します。						
番号	事業名 (目細)	都市名 箇所名	当初交付 決定年月 日番号	最終交付 決定変更 年月日	今回変更 事 項	変 更 申 請 の 主 たる 理 由
1	(記載例) 街 路	甲 市 ○○線	5.5.1 第 号	5.10.1	額	5.11.20 内示変更 (本工事費増額)
2	"	乙 市 ○○線	" "	5.8.9	額・期日	5.11.20 流用域 (用地取得の難航)
3						

- (備考) 1 本様式に、様式4-2、様式4-3の表をあわせたものが申請書である。  
 ただし、経費の配分又は内容の変更に係るものについては、様式4-2は不要である。  
 なお、以下の各事業等については別途定めた各様式を添付すること。
- ・安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）……………様式4-4
  - ・市街地再開発等事業計画を定める場合……………様式4-5
  - ・都市再生区画整理統合補助事業……………様式4-6
  - ・都市防災総合推進事業……………様式4-7
  - ・国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）……………様式4-8
  - ・国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）……………様式4-9
  - ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業……………様式4-10
  - ・地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業……………様式4-11

令和〇〇年度 補助金交付決定変更額表

番 号	補 助 事 業 等 の 名 称			交 付 決 定 額	変 更 増△減額	改 交 付 決 定 額	事 業 主 体 名 摘 要
	事 業 名	都 市 名	箇 所 名				
(記載例) 1	地域連携 道 街	路	甲 市	〇 〇 〇 線	40,000	△ 15,000	25,000
2	〃	〃	乙 市	〇 〇 線	50,000	15,000	65,000
	合 計				90,000	0	90,000

(備考) 1 本表は、別に2部作成し、提出すること。

2 本表は、交付決定額を変更するもののみについて作成すること。

3 交付決定額の減額申請の場合には、次の様式「国庫補助金受入調書」を添付すること。

4 事業名は、国の歳出予算の「項」及び「目の細分」を

例)

のように記載すること。道路事業にあつては、摘要欄に工種等を記載すること。

5 国庫債務負担行為に係る事業にあつては、「摘要」欄に補助金の各年度割額を記入すること。

6 土地区画整理事業（組合等施行）等間接補助事業の場合には、摘要欄に間接補助事業名を記載すること。

7 都市再生推進事業（都市再生区画整理事業（都市再生区画整理統合補助事業に係るものに限る。）及び地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業を除く。）及び交通結節点改善事業については、箇所名欄に地区名を記載し、摘要欄に箇所名を記載すること。

8 都市公園等統合補助事業については、摘要欄に補助事業名を記載すること。

9 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。

10 国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)については、箇所名欄に地域名を、国際競争拠点都市整備事業(国際競争流通業務拠点整備事業)については、箇所名欄に国際競争流通業務拠点整備事業計画名を、国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)については、仮称名欄にエネルギー導管等整備計画名を記載すること。

11 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業については、箇所名欄に地区名を記載し、摘要欄に箇所名を記載すること。

12 都市再生推進事業（地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業）については、箇所名

様式4-3

令和〇〇年度補助事業箇所別表（交付決定の変更）

[様式1-3の例による。]

- 備考) 1 記載方法は、赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前を上段（ ）書とすること。計上したものを全部止めるときは、赤又は（ ）書とし、新規の場合は上段に赤線又は（-）書とする。
- 2 以上のほか、記載要領は様式1-3の例による。

様式4-4

安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）

補助基本額算出表

[様式1-4の例による。]

備考) 作成及び記載要領は、様式1-4及び様式4-3の例による。

様式4-5

市街地再開発事業等総括表

[様式1-5の例による。]

備考) 作成及び記載要領は、様式1-5及び様式4-3の例による。

様式4-6

都市再生区画整理統合補助事業総括表

[様式1-6の例による。]

備考) 作成及び記載要領は、様式1-6及び様式4-3の例による。

様式4-7

都市防災総合推進事業総括表

[様式1-7の例による。]

備考) 作成及び記載要領は、様式1-7及び様式4-3の例による。

様式4-8

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）総括表

[様式1-8の例による。]

備考) 作成及び記載要領は、様式1-8及び様式4-3の例による。



補助金交付決定変更申請（市町村）調書表

（単位：千円）○○都道府県

番号	補助事業者	補助事業等の名称			補助金額	変更増△減額又は内容変更	改交付決定額	今回変更申請書番号 年月日	当初交付決定番号 年月日	摘要
		事業名	箇所名							
1	甲市長	国営公園等	都市公園	○○公園	10,000	5,000	15,000	甲都第10号 1.10.1	甲都総 2 1.4.15	
2	〃	〃	〃	△△公園	7,000	△ 2,000	5,000	甲公第11号 1.9.15	甲都総 2 1.4.15	
3	乙市長	〃	〃	◇◇公園	50,000	「配分、 内容」	50,000	乙開第30号 1.10.1	乙都総 1 1.4.18	

- (備考) 1 記載順は、「交付決定額を変更するもの」を先に「経費の配分又は内容を変更するもの」の順に記載すること。
- 2 額の変更を伴わない経費の配分及び内容の変更の場合は、「変更増△減額又は内容変更」欄に「配分、内容」と記入すること。
- 3 都市公園等統合補助事業については、摘要欄に補助事業名を記載すること。
- 4 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。

様式第6 補助金交付決定変更申請進達書（地方整備局等から国土交通大臣あて）

様式6-1

				番	号	
				年	月	日
国土交通大臣	氏	名	殿			
				地方整備局長等		
				(公印省略)		
令和〇〇年度都市局所管補助金交付決定変更申請進達書						
令和〇〇年度都市局所管市町村施行補助事業について、別紙のとおり補助金の変更交付申請があり、(その内容を審査したところ適正と認められるので、)これを変更されたく、進達します。						
		〇〇市		〇〇件		
		△△市		△△件		
		〇〇町		〇〇件		

- (備考) 1 本様式に様式6-2をあわせたものが進達書である。  
2 ( ) 書きは、都道府県施行事業の場合に記載すること。

様式6-2

番号	補助事業者	補助事業等の名称		補助金額	変更増△減額又は内容変更	改交付決定額	今回変更申請書番号 年月日	当初交付決定番号 年月日	摘要	
		事業名	箇所名							
1	甲市長	国営公園等	都市公園	〇〇公園	10,000	5,000	15,000	甲都第10号 1.10.1	甲都総 2 1.4.15	
2	〃	〃	〃	△△公園	7,000	△ 2,000	5,000	甲公第11号 1.9.15	甲都総 2 1.4.15	
3	乙市長	〃	〃	◇◇公園	50,000	「配分、 内容」	50,000	乙開第30号 1.10.1	乙都総 1 1.4.18	

様式第7 補助事業の完了予定期日変更報告書

様式7-1

							番 号		
							年 月 日		
国土交通大臣									
〇〇地方整備局長等 氏 名 殿									
補 助 事 業 者 名									
補助事業の完了予定期日変更報告書（都市局所管〇〇事業）									
番号	補助事業の 名 称		交 付 決 定 額		完 了 予 定 期		予 算 の 繰 越		変更の理由 となった 事 項
	事業名	箇所名	番 号 年月日	補 助 金 額	変更前	変更後	種 別	繰越額	

- (備考) 1 本様式に様式7-2をあわせたものが報告書である。ただし、予算の繰越を伴わない場合は、様式7-2を提出する必要はない。
- 2 都市局所管〇〇事業については、「事業種別」にしたがって作成すること。
- 3 記載順は、「明許繰越」「事故繰越」「繰越を伴わないもの」の順に記載すること。
- 4 予算の繰越を伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。
- 5 市街地再開発事業費補助（都市再開発支援事業に係るものに限る。）、都市・地域交通戦略推進事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業において、協議会が施行する場合には、補助事業者欄に協議会の名称及び代表者名を記載すること。
- 6 地下街防災推進事業については、申請者欄に地下街管理会社又は協議会の名称及び代表者名を記載すること。

繰越調書

							番号	
事業名	項		目の細分		箇所名		事業主体	

区分 費目	額 A	支出額			進捗率		不用額	明許 繰越額 事故	摘要
		〇〇年度 (支出済 額) B	〇〇年度 (明許繰 越額) C	計 B+C	B/A	(B+C) /A			
事業費									
補助基本額									
工事費									
本工事費									
附帯工事費									
測量設計費									
用地費及 補償費									
船舶及機械 器具費									
換地諸費									
権利変換諸費									
単独費等 (控除額)									
国庫補助金 (交付決定額)									

- (備考) 1 本表は、箇所ごとに作成する。  
 2 本表のほか、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰越するときに財務局長等又は、国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写を添付すること。

## 様式第8から第14-2まで 工事設計書及び変更工事設計書

- 〔注〕
1. 工事設計書及び変更工事設計書は、申請書と分離して作成する。
  2. 変更工事設計書は、次の要領により作成すること。
    - 一 各表の標題は、「本工事費内訳表（変更）」「附帯工事費内訳表（変更）」等と記載する。
    - 二 変更事項に全く関係しない表は、作成する必要がある。
    - 三 変更事項に係る表中変更する部分は、変更前後を赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前上段（ ）書きとする。

計上したものを全部止めるときは、赤又は（ ）書とし、新規計上の場合は、上段に赤線又は（－）書とする。
  3. 工事設計書及び変更工事設計書の冒頭には、様式1-3-1又は様式4-3-1の補助事業箇所別表の写（市街地再開発事業・住宅街区整備事業（旧社会資本整備事業特別会計道路整備勘定）にあつては、さらに様式1-4又は4-4の補助基本額算出表の写）を添付すること。
  4. 工事設計書及び変更工事設計書に添付すべき関係図面の種類及び規格を参考までに別に示す。
  5. 国際競争拠点都市整備事業については、各補助対象事業の同種の事業種別の記載例に準じて作成するものとする。





様式第10 測量設計費内訳表

測 量 設 計 費 内 訳 表

測 量 設 計 費 合 計 額				円			
工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量 設計費					円	円	
	委託料 需用費						
	.....						
	.....						
	計						

様式第11 用地費及補償費内訳表

様式11-1

用地費及補償費内訳表

用地費及補償費合計額			円			
種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
土地買収費				円	円	
		m <sup>2</sup>				
建物等買収費						
	建物買収費	戸				
	工作物買収費	件				
	立竹木買収費	件				
	..... .....					
権利消滅費						
	地上権消滅費	件				
	永小作権消滅費	件				
	借地権消滅費	件				
	借家権消滅費	件				
権利制限料						
	.....					
	.....					
物件移転補償費						
	建物移転補償費	戸				
	工作物移転補償費	件				
	動産移転補償費	件				
	立竹木移転補償費	件				
	墳墓移転補償費	件				
	電柱移転補償費	件				
	瓦斯管移設補償費	件				
	電纜移設補償費	件				
	電軌道移設補償費	件				
	上水道移設補償費	件				
	下水道移設補償費	件				
営業補償費	件					
仮住居補償費	件					

土地建物等買収費明細表（市街地再開発事業・住宅街区整備事業・防災街区整備事業）

図 面 対 象 番 号	所 在 地	買 収 権 利	買 収 価 額  円	権 利 者 氏 名	買 収 価 額 算 出 根 拠																	備 考	
					土 地						建 物（建物所有者に属する附属工作物を含む。）						工作物（占有者の所属に属するもの。）		利 息 相 当 額				
					地 目	地 積	単 価	評 価 額 (A)	権 利 価 額 (B)	B / A	所 有 者 氏 名	構 造 階 数 用 途	経 過 年 数	延 面 積	単 価	評 価 額 (A)	権 利 価 額 (B)	B / A		所 有 者 氏 名	評 価 額		占 有 者 氏 名
						m <sup>2</sup>	円	円	円				年	m <sup>2</sup>	円	円	円						

- (備考) 1 この明細表は、「用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「土地買収費」「建物等買収費」及び「権利消滅費」の明細表とする。  
 2 都市再開発法第91条の補償等に係る利息相当額については、備考欄に期間、日数等の算出根拠を明記すること。

様式11-3

物件移転補償費等明細表（土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業）

図 面 対 象 番 号	所 在 地	物 件 移 転 補 償 費									そ の 他 補 償 費				合 計	氏 名		
		建 物				工 作 物		動 産	そ の 他	営 業		仮 住 居		雑 費 その他				
		用途構造	数 量 単 位	工 法	金 額	名 称	数 量 単 位	金 額	金 額	金 額	業 種	金 額	日 数	金 額			金 額	
例					円			円	円	円			円	円				
5	〇〇町〇〇番号	木造店舗	〇〇㎡	切取	〇〇〇〇	へい	〇〇	〇〇	〇〇			タバコ屋	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇〇〇	山川太郎
6	〇〇町〇〇番地	鉄骨倉庫	〇〇㎡	解体	〇〇〇〇	さく	〇〇	〇〇	〇〇									山川太郎
7	〇〇町〇〇番地	木造平家 住 宅	〇〇㎡	除却	〇〇〇〇					〇〇				〇〇	〇〇〇		〇〇〇〇	山川太郎

- (備考) 1. 「用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「物件移転補償費」の内訳書とする。ただし、1件の補償金額1億円以下の建物の移転に係る補償費については省略することができる。
2. 物件移転補償費の「その他」欄には、立竹木、墳墓、道路占用物件等の移転について記載すること。
3. 「業種」欄には、営業の種類を記載すること。
4. その他補償費の「雑費その他」欄には、借家人補償、移転雑費補償等について記載すること。

様式第12 船舶及機械器具費内訳表

船 舶 及 機 械 器 具 費 内 訳 表

船舶及機械器具費合計額				円		
区 分	名 称	形状寸法規格	数 量	単 価	金 額	摘 要
				円	円	

(備考) 「区分」欄は次の区分の内、該当する事項を記入すること。

購入、借上、修理、製作、運搬、据付、撤去等



様式第13-2 換地諸費(住宅街区整備事業)内訳表

基本計画作成費(一般会計)内訳表

基本計画作成費合計額				円				
区 分	細 分	数量	単位	請 負		直 営		摘 要
				単価	金額	単価	金額	
測量調査	測 量	三 角 測 量	点 m・ m <sup>2</sup> m m <sup>2</sup> 枚 式					
		多 角 測 量						
		水 準 測 量 細 部 測 量 航 空 測 量 縮 図						
	現 況 調 査	土 地 利 用 現 況 調 査 建 物 等 現 況 調 査 公 共 施 設 調 査	m <sup>2</sup> 件					
	権 利 等 調 査	土 地 権 利 等 調 査 建 物 権 利 等 調 査	件					土地登記簿調査 建物登記簿調査
	意 向 調 査 実 態 調 査	意 向 調 査 住 宅 需 給 調 査 住 宅 經 営 実 態 調 査	式 式					
小 計								
基本計画	都市計画面	既定都市計画変更案作成	式					
		促進区域に関する都市計画面作成	式					
	土地利画面 基本計画	地 区 基 本 計 画 施 設 住 宅 区 基 本 計 画	式					
	資金計画面	資 金 計 画 直接費:直接人件費 直接経費 間接費:諸経費・ 技術経費	式					
	換地計画面 モデル	換 地 計 画 換 地 設 計	式 式					
	工程計画面	工 程 計 画						
	問題点検討	問 題 点 検 討						
小 計		-	-	-	-			
事業推進計画	定款案	定 款 案 作 成	式					
	事業計画面	事 業 計 画 案 作 成	式					
	権利調整案	資 産 価 格 試 算 補 償 案 作 成						
	意向調査	意 向 調 査	式					
	経営採算計画面	住 宅 需 給 状 況 予 測 家 賃 等 の 設 定 住 宅 經 営 管 理 組 織 構 成 案 作 成	式 式 式					
	事業推進スケジュール案	事 業 推 進 ス ケ ジ ュ ー ル 案 作 成						
	小 計		-	-	-	-		
合 計		-	-	-	-			

- (備考) 1. 直営の場合には、摘要欄に市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱別表-4に掲げる表に従った用途内訳を記載すること。
2. 委託費は直営欄に計上すること。

(別表1) 施設住宅基本設計費明細表

施設住宅区 面 積	建築面積	建 築 延面積	単 価	建築費	設計料率	限度額	事業費	概 要
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	円	%	円	円	
合 計			—		—			

- (備考) 1. 設計料率欄には、市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱別表-1により算出される率を記入すること。  
 2. 限度額欄には、建築費に設計料率を乗じた額を記入し、事業費欄には交付申請額を記入すること。  
 3. 摘要欄には、過年度申請済額を年度別に記入すること。

(別表2) 公共施設基本設計料明細表

公共施設の種類の	面 積	工 事 費	単 価	基本設計料	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	円	円	
合 計			—		

(別表3) 地盤調査費明細表

調 査 面 積	調査方法	本数箇所数	単 価	事 業 費	摘 要
m <sup>2</sup>			円	円	
合 計					

(別表4) 建築設計費用明細表

施設住宅区 面 積	建築面積	建 築 延面積	単 価	建築費	設計料率	限度額	事業費	摘 要
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	円	%	円	円	
合 計			—		—			

- (備考) 1. 設計料率欄には、市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱別表-2により算出される率を記入すること。  
 2. 限度額欄には、建築費に設計料率を乗じた額を記入し、事業費欄には交付申請額を記入すること。  
 3. 摘要欄には、過年度申請済額を年度別に記入すること。

様式第14 権利変換諸費(市街地再開発事業、防災街区整備事業)内訳表

権 利 変 換 諸 費 内 訳 表

権利変換諸費合計額		円						
区 分	細 分	数量	単位	請 負		直 営		摘 要
				単価	金額 円	単価	金額 円	
事業計画作成								
	測 量 調 査 基 本 設 計 資 金 計 画							
地盤調査								
建築設計								
権利変換 計画作成								
	確 定 測 量							
	権 利 変 換 計 画							
	登 記							
業務代行者 選 定								

- (備考) 1. 委託費は、直営欄に計上すること。  
 2. 積算内訳を明らかにするために、各区分ごとの明細書をあわせて提出すること。  
 3. 基本設計、建築設計については、様式13-2の別表1、別表4に準じた明細表を提出すること。

様式第14-2 管理処分諸費(市街地再開発事業)内訳表

管理処分諸費内訳表

区分	細分	数量	単位	請負		直営		摘要
				単価	金額	単価	金額	
測量	現況測量 多角測量 細部測量 航空写真 縮小写真 確定測量 街区確定		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 式 m <sup>2</sup>	円	円	円	円	
調査	公共施設調査 占用物件調査 土地権利調査 建物等現況調査 居住営業調査		m 件 筆 戸 件					
評価	土地評価 鑑定費 各筆評価 建物等評価		件 筆 件					
設計	事業計画作成 基本設計 建築設計		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>					
管理処分計画	管理処分計画 配置設計 各室評価 審査委員手当 清算金徴収交付事務		件 件					
登記	土地 建物		件 件					
利息相当額	土地 借地 建物		件 件 件					権利価格 ○○円 権利価格 ○○円 権利価格 ○○円
合計								

- (備考) 1. 直営の場合は、摘要欄に管理処分諸費の細分(節)に従った用途内訳を詳細に記載すること。
2. 基本設計、建築設計については、様式13-2の別表1、別表4に準じた明細表を提出すること。

様式第15 補助事業費財源表

令和〇〇年度〇〇事業費財源表

事業主体名

(単位:千円)

区 分	総事業費	内 訳		摘 要
		補助基本額	控除額	
国庫補助金				
地 方 負 担 金	一般歳入			
	(都市計画税)			
	(地方道路譲与税)			
	地方債			
	受益者負担金			
	都道府県補助金			
	市町村分担金			
	その他			
	計			
その他				
合 計				

(備考)

- 総事業費とは、当該年度の補助対象事業の事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含む。
- その他に計上したものについては、旅客鉄道株式会社負担金、公共施設管理者負担等の内容を摘要欄に記載すること。
- 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表は提出の必要がない。
- 市街地再開発事業費補助(都市再開発支援事業に係るものに限る。)、都市・地域交通戦略推進事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ用型都市構築支援事業活において、協議会が施行する場合には、本表中、「地方負担金」とあるのを「協議会負担金」に、「一般歳入(都市計画税)(地方道路譲与税)」、「地方債」、「受益者負担金」、「都道府県補助金」及び「市町村分担金」とあるのを「構成員出資金」及び「借入金」に、前号中、「地方負担金が一般歳入・地方債」とあるのを「協議会負担金が構成員出資金」に修正のうえ記載すること。
- 地下街防災推進事業においては、本表中、「地方負担金」とあるのを「事業者負担金」に、「一般歳入」とあるのを「自己財源」に、「地方債」とあるのを「借入金」に、「市町村分担金」とあるのを「市町村補助金」に修正のうえ記載すること。

様式第 16 補助金交付決定取消申請書

				番	号
				年	月
					日
国土交通大臣					
〇〇地方整備局長等 氏 名 殿					
申請者 氏 名					
国庫補助金交付決定取消申請書					
令和 年 月 日付け 発第 号をもって補助金の交付決定					
を受けた令和 年度 事業 ( ) について、下記のとおり、当該交付決定					
の全部の取消を申請します。					
記					
1. 補助事業等の名称					
	(項)	(目の細分)			
事業名	〇〇事業	( )			
箇所名	〇、〇、〇〇〇				
2. 補助金交付決定額		〇〇〇〇円			
3. 補助金交付決定取消額		〇〇〇〇円			
4. 補助金交付決定取消申請理由	(具体的かつ詳細に記載すること)				

(備考)

1. 交付決定を受けた後当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用いる。
2. 一部取消については、交付決定額の減額として取り扱われる。
3. 本表には、様式 4-2 に定める交付決定の減額申請の際添付することとされている「国庫補助金受入調書」と同様の調書を添付する。
4. 市街地再開発事業費補助(都市開発支援事業に係るものに限る。)、都市・地域交通戦略推進事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業において、協議会が施行する場合には、申請者欄に協議会の名称及び代表者名を記載すること。
5. 地下街防災推進事業については、申請者欄に地下街管理会社及び協議会の名称及び代表者名を記載すること。

様式第 17 全体設計（変更）承認申請書

様式 17-1

	番	号
	年	月 日
都市局長		
	殿	
〇〇地方整備局長等		
	〇〇県知事（市町村長）	
〇〇事業（ ）全体設計（変更）承認申請書		
標記のことについて別紙のとおり（変更）承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
事業名		
箇所名		
全体設計の承認を必要とする理由		

（備考）

1. 本様式に様式 17-2 をあわせたものが申請書である。
2. 標題の「〇〇事業」欄は、第 6 項第 1 号に掲げる事業種別で区分された事業を記載すること。
3. 「事業名」は、予定される国の歳出予算の「目の細分」を例）未普及解消下水道 例）街路のよ  
うに記載すること。
4. 申請書には「全体工事設計書」を添付すること。
5. 国際競争拠点都市整備事業において、協議会が施行する場合には、申請者として協議会の名称  
及び代表者名を記載すること。
6. 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）において、箇所名は地域名及び（ ）書きで  
補助対象事業名を記載すること。
7. 国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）において、箇所名は国際競争流通  
業務拠点整備事業計画名及び（ ）書きで補助対象事業を記載すること。
8. グリーンインフラ活用型都市構築支援事業において、箇所名は地区名及び（ ）書きで補助対象  
事業名を記載すること。

全 体 設 計(変 更) 表

(単位:千円)事業主体名

全体設計の名称、目的及び内容		過 年 度 施 行 額	
事業名		補助基本額計上分	
箇所名		実施設計承認済分	
事業認可告示 年 月 日	令和 年 月 日	そ の 他	
事業施行期間	年度 ~ 年度	令和	年度出来高予定額
設計の内容		補助基本額上分	
		実施設計承認済分	
工事施工期間	(自)令和 年 月 (至)令和 年 月	そ の 他	
経 費 の 配 分		翌年度以降施行予定額	
本工事費		補 助 基 本 額 計 上 予 定 分	
附帯工事費		そ の 他	
測量設計費		摘要  合併施行事業の協定、相手方事業主体名  あわせて行う単独事業の状況	
用地費及補償費			
.....			
.....			
.....			
工事費計(A)			

(備考)

1. 本表の作成要領は、様式1-3に準ずること。
2. 全体設計の変更申請をする場合は、関係欄を赤黒対照(変更前赤)とするか、変更前上段( )書とすること。
3. 「設計の内容」欄は、当該申請に係る主な工事設計等の内容を記入すること。  
 ただし、国際競争拠点都市整備事業にあつては、
  - (1) 様式17-2は補助対象事業ごとに作成すること。
  - (2) 箇所名欄は地域名又は国際競争流通業務拠点整備事業計画名を記載するとともに、( )書きで補助対象事業名を記載すること。
  - (3) 事業認可告示年月日及び事業施行期間は、各補助対象事業の同種の事業種別の記載例に準じて記載すること。
 また、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業にあつては、

別添第1

添付図面の種類及び規格

図面の種類 規格	位置図	平面図	縦断面図		定規図	用補償地図	その他の図面		
			縦	横			種	規	
事業種別	一〇、二五、〇〇分の一	三〇〇分の一、〇〇〇分の一	縦一〇〇分の一	横五〇〇分の一	一〇〇分の一程度	三〇〇分の一、〇〇〇分の二	種類	規格	
都市公園事業 都市公園防災事業 都市公園災害対策事業	/	○	/	/	/	○	施設概要図	適宜	
古都及び緑地保全事業	/	適宜	/	/	/	○	施設概要図	適宜	
市街地再開発事業等 (一般会計、防災街区整備事業)	(別添第2による)								
市街地再開発事業等 (住宅街区整備事業)	/	○	/	/	/	/	土地利用現況図	適宜	
地下街防災推進事業	○	○	/	/	/	/	施設概要図	適宜	
土地区画整理事業	適宜	○	適宜	適宜	適宜	/	構造図	適宜	
道路交通円滑化事業 地域連携道路事業 交通連携道路事業 安全市街地整備道路事業	道路改築	}	}	}	}	}	}	}	}
	橋梁整備								
	共同溝整備								
	踏切道改良								
	公共交通機関支援								
	結節点改築								
	連続立体交差								
	結節点環境改善								
	歩行者専用道								
	自転車駐車場								
安全市街地整備道路事業 (市街地再開発事業等)	/	○	適宜	適宜	適宜	○	建築設計図 各階平面図 施設概要図	適宜	